

安来市告示第124号

公示送達書

地方税法第20条の2及び市税条例第18条の規定により送付すべき次の書類について、送付を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、市役所（税務課）に保管してありますので来庁のうえ受領してください。

令和8年6月4日

安来市長 田中 武夫



記

1 送付すべき書類及び受けるべき者の氏名

【書類】 国税徴収法第五十四条及び第百三十一条に定める文書

【氏名】 原田 朱美

2 公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。